

徳島県情報公開審査会答申第127号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成24年1月6日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「平成23年12月26日付監第97号による監察局長の通知のすべての（特に〇〇課の報告のすべてを含みます）文書」の公文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成24年1月20日、実施機関は、本件請求に対し、次の文書①から文書⑩までの公文書を対象公文書と特定した上で、下記(1)ないし(3)の決定処分を行い、異議申立人に通知した。

文書① 通報の際に添付した書類

文書② 公益通報の受理等方針伺い（※通報受付に係るもの）

文書③ 職員等からの通報受付票

文書④ 公益通報の受理等方針伺い（※受理通知に係るもの）

文書⑤ 通報の受理等について（通知）

文書⑥ 公益通報の受理等方針伺い（※調査報告に係るもの）

文書⑦ 調査書

文書⑧ 調査報告書

文書⑨ 公益通報の受理等方針伺い（※結果通知に係るもの）

文書⑩ 通報に対する調査結果について（通知）

- (1) 上記公文書のうち、文書①及び文書⑦（以下「本件公文書」という。）について、公文書非公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。
- (2) 上記公文書のうち、文書③、文書⑤、文書⑧及び文書⑩中の条例第8条第1号及び第4号に該当する部分を非公開とする公文書部分公開決定処分を行った。
- (3) 上記公文書のうち、文書②、文書④、文書⑥及び文書⑨について、公文書公開決定処分を行った。

3 異議申立て

平成24年2月9日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成24年3月9日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、公文書非公開決定処分を取り消すとの決定を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例で知る権利がある。
- (2) 録音することが、条例第8条4号に該当して非公開というのにはあり得ない。全部公開すればいい。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 本件公文書に記録されている情報について

文書①は、通報者から提出された資料であって、具体的には、通報内容が記載された文書である。

また、文書⑦は、監察局監察課が、事実認定のため通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠であって、具体的には対象者・関係者の供述記録である。

2 本件処分の理由等について

- (1) 本件公文書の条例第8条第4号イの該当性について

条例第8条第4号イにいう「監査、検査、取締り又は試験」とは、事実を正確に把握し、その事実に基づいて評価・判断を加えて一定の決定を伴うことがある事務とされ、監察局監察課が行う通報に基づく調査はこれに該当するものである。

- (2) 文書①「通報の際に添付した書類」について

一般的に、通報の際に添付した書類等の通報文書は、通報者において公表を前提として提出されたものではないのであって、将来の通報者によっては、公表を前提としないで提出する通報文書が公開されるということになれば、不安、不快の念を抱き、あるいは通報対象者又は関係者から当該通報内容により通報者を推知されることを恐れるなどして、今後の通報を差し控えるなど、通報文書の公開が、県民等の通報に対して萎縮的効果をもたらす事態も当然に予想される。

もし、現に通報者が推知されることがあれば、通報制度を規定する「公益通報者保護法」及び「職員等からの通報の処理等に関する要綱」が重要な保護法益として「通報者の保護」を侵害するのはもちろんのこと、当該萎縮的効果は、県民等からの通報に基づき職員等の職務の適正な執行を確保すべき監察局監察課にとっても、その調査に関し、違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものであるから、条例第8条第4号イが規定する事務又は事業の遂行に関する情報に該当する。

なお、通報文書中に同条第1号にいう「個人に関する情報」が記録されている場合、当該部分が非公開情報に該当することは当然であるが、通報者が別途、情報公開請求若しくは個人情報開示請求により、又は通報者本人が名あて人であることにより入手した公文書が通報文書であるなど、通報者に関する個人情報記録されていない、又は該当部分のみを非公開と扱ったとしても、情報公開請求若しくは個人情報開示請求を受けた、又は公文書を発出した実施機関であれば文書全体から通報者を推知できるのであって、同条第1号により個別の個人情報を非公開とするのでは足りず、同条第4号により全てを非公開とすることが適当である。

(3) 文書⑦「調査書」について

調査書は監察局監察課が事実認定のために、通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠であるが、個室において単独又は特定少数で聴取するなど、第三者が知り得ないことを前提にした調査方法を採用することによって情報提供を促進するとともに、当該情報提供の任意性を確保しているにもかかわらず、調査実施後にこれらの情報が公開されることとなると、情報を提供する者と当課との間の信頼関係が損なわれ、今後の当課が行う調査において、これらの者からの協力が得られなくなって、事実認定に必要な資料及び情報収集が困難になるなど、重大な弊害が生じることが当然に予想される。

また、調査書はそれ自体、具体的な調査行為の記録であるから、通報内容の重大性・具体性等に鑑みて、当課が調査の対象事項・対象者や実施方法（書面審査・事情聴取・現地確認など）・内容について合理的判断を下した結果を表すものでもある。これらはいずれも、当該調査の実施に関する手法・ノウハウともいべき性質のものが含まれている。そのため、これら手法・ノウハウが公開されることとなると、今後、調査の対象者等となった職員に対応への手がかりを与えるとともに、上述の合理的判断により決せられるべき事項が、第三者の監視、批判の対象となり、

当該合理的判断に対して事実上の制約が加えられ、かえって調査における資料及び情報収集が困難になることも容易に予想されるのであって、こういった事態は、今後、当課が行うこととなる調査に著しい支障となるものである。

これら2点において、調査書は条例第8条第4号イが規定する事務又は事業の遂行に関する情報に該当する。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件公文書について

本件公文書のうち、文書①「通報の際に添付した書類」（以下「通報書類」という。）は、通報者から提出された資料であって、具体的には通報内容が記載された文書であり、また、文書⑦「調査書」（以下「調査書」という。）は、事実認定のため通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠であって、具体的には対象者・関係者の供述記録であると認められる。

2 条例第8条第4号について

本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、非公開とすべき事項をすべて網羅することはできないので、事務事業の内容・性質に着目した上でグループ分けをし、そのグループごとに典型的な支障を例示としてイないしホに列挙したものである。

したがって、本号により非公開となる情報はこれらに限定されるものではなく、これら以外にも請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれのあるものがあれば、広く本号の対象となる。

ここで、「当該事務又は事業の性質上」とは、当該事務又は事業の目的、その目的達成のための手法等に照らし、その遂行に支障を及ぼすおそれがあるかどうかを判断する趣旨であり、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれる。

また、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要である。

そして、本号に該当する「支障を及ぼすおそれ」は、条例第8条第2号の「おそれ」とは異なり、当事者としてその程度を判断できるのであるから、「支障」の程度は名目的なものでは足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求されるものと解される。

3 本件公文書の条例第8条第4号該当性について

(1) 通報書類について

ア 通報書類は、通報者自らが監察局に提供した資料等であるから、通報者だからこそ知り得る情報、入手しうる資料が含まれていることが想定される。

当審査会がインカメラ審理により通報書類を見分したところ、通報内容に係る具体的な内容が記載されており、通報者だからこそ知り得る情報が含まれていることが認められた。

イ 実施機関が説明するとおり、一般的に、通報書類は通報者において公表を前提として提出されたものではないと認められる。

上記アのとおり、通報書類には、通報者だからこそ知り得る情報が含まれており、仮に、情報公開請求等により、その一部でも公にされることがあれば、通報者が推知される可能性は高くなると想定され、通報者によっては、かかる事態を恐れて今後の通報を差し控えるなど、県民等の通報に対して萎縮的効果をもたらすおそれがあると認められる。

そして、当該萎縮的効果は、県民等からの通報に基づき職員等の職務の適正な執行を確保すべき監察局監察課が行う調査に関し、違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれがあるものと認められる。

ウ 以上により、通報書類は、本号に該当するものと認められる。

(2) 調査書について

ア 当審査会がインカメラ審理により調査書を見分したところ、監察局が、調査の対象事項、対象者、実施方法及び内容について、合理的な判断に基づき行った、具体的な調査の記録であることが認められた。

イ 実施機関の説明によれば、調査書は、事実認定のために通報対象者を含む関係者から直接に得た証拠であり、個室において単独又は特定少数で聴取するなど、第三者が知り得ないことを前提にした調査方法を採用することによって情報提供を促進するとともに、当該情報提供の任意性を確保しているとのことである。

それにもかかわらず、調査実施後にこれらの情報が公開されることとなると、情報提供者と監察局の間の信頼関係が損なわれ、情報提供者からの協力が得られなくなり、今後の調査において、事実認定に必要な資料及び情報収集が困難になるおそれがあると認められる。

ウ また、上記アのとおり、調査書は、具体的な調査の記録であり、まさしく監察局の調査手法が含まれる文書であるとも認められる。

これら情報が公開されることとなると、今後、調査の対象者等となった職員に対応への手がかりを与えることとなり、調査における資料及び情報収集が困難になるおそれがあると認められる。

エ 上記のとおり、調査書を公開すれば、違法又は不当な行為の発見を困難にするおそれがあり、監察局が行うこととなる調査に著しい支障となるものであると認められるため、本号に該当するものと認められる。

(3) 以上のことから、実施機関が行った本件処分は、妥当であると判断する。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成24年 3月 9日	諮問
4月12日	実施機関からの理由説明書を受理
6月28日	審議（第100回審査会）
7月19日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議（第101回審査会）
8月23日	実施機関からの口頭理由説明，審議（第102回審査会）
9月21日	審議（第103回審査会）
11月16日	審議（第105回審査会）

徳島県情報公開審査会委員名簿

氏 名	職 業 等	備 考
井関 佳穂理	公認会計士, 税理士	
上原 克之	徳島大学総合科学部准教授	
大道 晋	弁護士	会長職務代理者
古本 奈奈代	徳島文理大学人間生活学部教授	
松尾 博	元徳島新聞社相談役・論説委員長	会長

(五十音順)